

税の導入には根拠がある

新税による施策

水源かん養機能を高めるための森づくり
森づくりに関する調査や普及啓発活動
地下水の保全と適正利用を図る取組

森林の水源かん養機能を高める (直接的効果)
県民の水源環境保全に対する意識を高める (間接的効果)

地下水の安定的な供給に寄与

地下水

県民・事業者

地下水を地域内で使う

通常の受益

ミネラルウォーター産業

良質な地下水を採取して販売

特別の受益

課税の公平性に反しない

通常の受益

水を使って事業活動を営むことや、生活のために水を使うことは、「通常の受益」の範囲

県民税、事業税等の法定税を負担している

特別の受益

ミネラルウォーター産業の商品は「氷」
県が行う水源環境の整備が商品の質を高めている

特別な受益には、特別な負担  法定外税

良質な水」が採取できるのは、採水地周辺の水源環境が良好に保たれているから

ミネラルウォーターの源地周辺は、県有林が多い
採水地周辺の森林を保安林に指定し、開発等を規制
水源かん養機能を高めるための森林整備事業を実施してきた



山梨県産のミネラルウォーターの水源環境が保全されているのは、県」が主体となって取り組んだ結果



ミネラルウォーター産業は、特別の受益」を得ている

本税は、地下水の採取量に着目した税ではない



ミネラルウォーター産業が採取する地下水は特に良質な水

地下水の水質が、ミネラルウォーターの商品価値を左右する



ミネラルウォーター産業は、良質な水を採取し販売することにより、利益を得ている

製品の洗浄、ボイラー用水、空調用水等の用途に比べ、地域の水循環に与える影響が大きい



ミネラルウォーター産業は、特別の受益」を得ている

本県の特性を踏まえると「ミネラルウォーターに関する税」の方が望ましい

県有林の比率が高い



山梨県の水源環境の保全は、「県」が主体となっていて

ミネラルウォーターの生産量が全国一

山梨県は、上流県・水源県（下流域は大都市）

県民税均等割の超過課税を導入（18年度導入を含む）した12県のうち、上流県は奈良県のみ

県有林の森林面積に対する割合及びミネラルウォーター生産量の比較

	県有林の割合	ミネラルウォーター生産量(全国比)
山梨県	46.0%	529,388kl(40.9%)
福島県	0.1%	1,425kl(0.1%)
兵庫県	0.0%	144,249kl(0.9%)
奈良県	0.3%	1,258kl(0.1%)
鳥取県	0.5%	56,330kl(4.3%)
島根県	0.3%	16,007kl(1.2%)
岡山県	0.4%	1,016kl(0.1%)
山口県	0.0%	1,226kl(0.1%)
愛媛県	0.3%	5,400kl(0.4%)
高知県	0.4%	15,925kl(1.2%)
熊本県	1.4%	27,322kl(2.1%)
大分県	0.5%	2,164kl(0.2%)
鹿児島県	0.7%	81,567kl(6.3%)
全国	3.6%	1,295,855kl(100%)

参考資料

IT産業の地下水の使い方 (例)

電機部品メーカー訪問調査より

- 工場内の井戸 (180m) から取水している。
- 地下水を「製品の洗浄」、「ボイラー用水」、「空調用水」に使用しているが、「製品の洗浄」がほとんど。
- 地下水にはCa等の不純物が交じっているため、「純水製造装置」を通して不純物を除去している。
- 工業用に使う水は、通常、「純水」に加工してから使う。
- 「ボイラー用水」等でも、管がつまるので純水を使用。
- 地下水は使用後、すべて処理して公共下水道へ排出している。

	ミネラルウォーター産業	IT産業
水質	商品価値を高める	水質より水量が重要
(ミネラル分)	程よいバランスが重要	不要 (除去すべきもの)
加工	加工しない	「純水」に加工
採水地	水源環境の良い場所に限定	工場敷地内又はその周辺 (甲府盆地内が多い)
水源環境と商品の関係	水源環境の良さが商品価値を高める 森林の恩恵を直接受けている	技術力、開発力等が商品価値を高める 水源環境と商品価値の関係は不明
水循環	水源地で採取し、原料として使用することから、水循環に与える影響大	主に、製品の洗浄、ボイラー用水等として使用し、利用後、河川へ排出